

◎新潟県公安委員会告示第150号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成21年新潟県公安委員会規則第10号）第2条第2項の規定により、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の3第2項及び第12条の3の規定による医師を次のとおり指定した。

なお、令和3年12月新潟県公安委員会告示第135号は、廃止する。

令和6年12月13日

新潟県公安委員会

委員長 齋藤 良人

医師の氏名	勤務する医療機関の所在地及び名称	診断の対象者
村竹辰之	新潟市中央区西堀前通六番町909番地 古町心療クリニック	法第5条第1項第3号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「令」という。）第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者であるかどうかを調査する必要がある者  令第8条第3号に定める病気にかかっている者であるかどうかを調査する必要がある者  介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者であるかどうかを調査する必要がある者
田中晋	長岡市藤川1713番地8 特定医療法人楽山会三島病院	
川室優	上越市西城町2丁目8番30号 医療法人高田西城会高田西城病院	
福多真史	新潟市西区真砂1丁目14番1号 国立病院機構西新潟中央病院	
田中晋	長岡市藤川1713番地8 特定医療法人楽山会三島病院	
池内健	新潟市中央区旭町通一番町754番地 国立大学法人新潟大学医歯学総合病院	
田中晋	長岡市藤川1713番地8 特定医療法人楽山会三島病院	
川室優	上越市西城町2丁目8番30号 医療法人高田西城会高田西城病院	